

# 放送分野の個人情報保護に関する認定団体指針



平成 29 年 7 月

認定個人情報保護団体

一般財団法人 放送セキュリティセンター

*SARC*

## 目次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| はじめに .....                          | 1  |
| 第1 総則.....                          | 2  |
| 1. 目的.....                          | 2  |
| 2. 適用対象及び適用関係.....                  | 2  |
| 3. 参照ガイドライン等 .....                  | 2  |
| 4. 用語の定義.....                       | 3  |
| 第2 受信者情報取扱事業者における規律.....            | 5  |
| 1. 放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン等の遵守..... | 5  |
| 2. 視聴履歴の取扱い.....                    | 6  |
| 第3 電気通信事業に関わる事業における規律 .....         | 17 |
| 第4 その他.....                         | 18 |
| 1. 漏えい等が発生した場合の対応.....              | 18 |
| 2. 指導、勧告その他の措置.....                 | 18 |
| 3. 指針の見直し .....                     | 19 |

## 放送分野の個人情報保護に関する認定団体指針

平成 29 年 7 月  
一般財団法人放送セキュリティセンター  
個人情報保護センター

はじめに

平成 17 年 4 月 1 日に全面施行された個人情報保護法に基づき、一般財団法人放送セキュリティセンター（以下「当センター」という。）は、平成 17 年 4 月 12 日に、放送分野における認定個人情報保護団体として総務大臣の認定を受け、当センターの会員等（以下「対象事業者」という。）における個人情報等の適正な取扱いのための個人情報保護指針を作成・公表し、その普及に努めてきた。

その後、情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の大きな環境変化を受け、平成 27 年に個人情報保護法が改正され、平成 29 年 5 月 30 日に全面施行となった。この改正では、個人情報の保護と活用の両面から様々な規定の見直しが行われ、認定個人情報保護団体に対しては、一層の役割と責任を担うこととされた。

また、放送には、大きな社会的影響力を有する等の分野特有の事情があることを踏まえ、放送法を所管する総務省が、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号～第 9 号）で定める規定に準拠しつつ、放送に特有の事情等に鑑みて必要となる規定を上乗せした「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」（平成 29 年総務省告示第 159 号）を定めている。

以上を踏まえ、当センターでは、上記の総務省の定めるガイドラインに準拠しつつ、対象事業者や消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、個人情報保護指針を刷新することとした。特に、同ガイドラインで認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針に委ねることが明示されている視聴履歴の取扱いを中心に、同ガイドラインを補足する規範を新たに定めている。また、対象事業者には、放送に付随して行う電気通信役務に該当する動画配信サービスを提供する者もいることに鑑み、電気通信事業に関わる事業における規律も定めている。

## 第1 総則

### 1. 目的

本指針は、当センターが認定個人情報保護団体として、対象事業者における個人情報等（放送及び放送に付随して提供される電気通信役務に係るものに限る。以下、同じ。）の適切な取扱いを推進することを目的とする。

### 2. 適用対象及び適用関係

本指針は個人情報等の適正な取扱いに関し遵守すべき行為を対象とする。

対象事業者が、放送受信者等の個人情報等を取り扱う場合には、放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示第159号）及びその解説並びに本指針第2が適用される。

また、対象事業者が放送に付随して提供する電気通信役務に該当する動画配信サービスを通じて取得する個人情報等を取り扱う場合には、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示第152号）及びその解説並びに本指針第3が適用される。

上記以外に、対象事業者が個人情報等を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（平成28年個人情報保護委員会告示第6号～第9号）が適用される。

### 3. 参照ガイドライン等

次に掲げるガイドライン等は、本指針の適用において必要不可欠なものであるため、本指針とあわせて参照すること。

- ・ 放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示第159号）及びその解説
- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）
- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）
- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）
- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）
- ・ 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示第152号）
- ・ 匿名加工情報 パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて

#### 4. 用語の定義

本指針で用いる用語は、原則、「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」の定めによるものとする。同ガイドラインで定義されていない用語については、以下で定めるものを用いる。

##### 4.1. 視聴関連情報

- ・ 放送受信者等の視聴に伴って収集される全ての情報(視聴履歴や機器の操作履歴など、視聴に伴って取得される全ての情報が対象となる。)

##### 4.2. 視聴関連個人情報

- ・ 視聴関連情報のうち、個人情報（特定の個人を識別できるもの）に該当するもの。特定の個人を識別できるとは、契約者情報等に紐付くことにより特定の放送受信者等が識別されれば足り、実際に視聴した者が特定される必要はない。

##### 4.3. 非特定視聴関連情報

- ・ 視聴関連情報のうち、個人情報に該当しないもの。特定の個人に紐付かない情報であっても、例えば同じ社内の別のデータベースに保存される特定の個人を識別することができる情報と容易に紐付けることが可能である（容易照合性がある）場合には、個人情報として取り扱われる。

##### 4.4. 非特定視聴履歴

- ・ 非特定視聴関連情報であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定できる情報。

図1 視聴履歴に係る情報の関係

|        |           |   |
|--------|-----------|---|
| 視聴関連情報 |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>放送受信者等の視聴に伴って収集される全ての情報（視聴履歴や機器の操作履歴など、視聴に伴って取得される全ての情報が対象となる。）</li> </ul>   |
| 個人情報   | 視聴関連個人情報  | <ul style="list-style-type: none"> <li>視聴関連情報のうち、個人情報（特定の個人<sup>※1</sup>を識別できるもの）に該当するもの</li> </ul>   |
|        | 視聴履歴      | <ul style="list-style-type: none"> <li>視聴関連個人情報であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定できる情報。</li> <li>なお、この情報により視聴した放送の受信の契約者等が誰なのか（特定の個人）が識別できれば良く、実際に視聴した者（契約者の家族のうち、誰が実際に視聴したのか等）が個別に特定される必要はない。（視聴の都度、個人情報の提供に関して同意する場合を除く。）</li> </ul> |
| 個人情報以外 | 非特定視聴関連情報 | <ul style="list-style-type: none"> <li>視聴関連情報のうち、特定の個人を識別できないもの。<sup>※2</sup></li> </ul>  |
|        | 非特定視聴履歴   | <ul style="list-style-type: none"> <li>非特定視聴関連情報であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定できる情報。</li> </ul>  |

※1 特定の個人：視聴関連個人情報、視聴履歴について「特定の個人を識別できる」とは、契約者情報等に紐付くことにより特定の放送受信者等が識別されれば足り、実際に視聴した者が特定される必要はない。

※2 特定の個人に紐付かない情報であっても、例えば同じ社内の別のデータベースに保存される特定の個人を識別することができる情報と容易に紐付けることが可能である（容易照合性がある）場合には、個人情報として取り扱われる。

## 第2 受信者情報取扱事業者における規律

### 1. 放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン等の遵守

対象事業者は、放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示第159号）及びその解説で示された規定を遵守すること。ただし、同ガイドラインで次に掲げるガイドラインに対する参照がある場合には、あわせて遵守すること。

- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）
- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）
- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）
- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）

## 2. 視聴履歴の取扱い

### 2-1. 通知・同意取得の方法

#### 2-1-1. 事前の同意取得

ガイドライン第35条第1項各号の目的（課金、統計の作成、匿名加工情報の作成）の範囲を超える視聴履歴の取扱い（取得、保存、提供その他の利用）をする場合の同意について、次の対処をすること。

- ① 視聴履歴の取得開始に先立ち、視聴履歴の取扱いについて、事前に<sup>1</sup>放送受信者等にその旨を通知し、同意を取得すること（事前の同意なしに、視聴履歴の取得・利用は行わない。）。
- ② 通知については、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によること。その際、幅広い年齢層、リテラシー層等を想定し、わかりやすい表現、表示に努めること。

#### 2-1-2. 視聴履歴の取扱いに関する同意内容の確認、同意の撤回等

視聴履歴の取扱いに関する同意内容の確認と取得の停止について、次の対処をすること。

- ① 放送受信者等が、取得される情報の項目、利用目的、第三者提供等の視聴履歴の取扱いに関して、いつでも同意した内容を確認できるようにすること。
- ② 放送受信者等が、同意後であっても、情報の取得の停止を求め、かつ第三者提供に関する同意を撤回できるようにすること。併せて、具体的な手続（方法、連絡先等）を示すこと。

#### 2-1-3. 通知・同意内容の変更

受信者情報取扱事業者が、2-1-1の定めるところにより、同意に際して放送受信者等に通知した内容を変更する場合には、次の場合を除き、改めて本人から同意を取得すること。

- ① 「2-2. 通知・同意取得すべき内容 ⑤利用の目的」の変更については、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲であれば、通知又は公表で足りる。
- ② 「2-2. 通知・同意取得すべき内容 ⑥保存期間」の変更については、通知又は公表で足りる。

#### 2-1-4. 同意取得に係る配慮

視聴履歴が継続的に取得される特性を有することを踏まえ、継続的に適正な取得を確保

---

<sup>1</sup> 「事前に」とは、事業者が視聴者から視聴履歴を取得することを開始するよりも時系列で前の時点を意味するものであり、具体的にはサービスの契約時、利用開始時、機器の更新時等を想定している。



する観点から、同意取得に係る配慮として、次の対処をすること。

- ① 同意取得に当たり、視聴履歴の取扱いに係る同意をしなくても放送の受信が可能であることについて、放送受信者等が容易に理解できるようにすること。
- ② 放送受信者等が、視聴履歴を取得されていることを、容易に認知できるようにすること。
- ③ 放送受信者等がテレビを世帯で共有している場合を想定して、取得に係る周知や注意喚起をすること。

(注意喚起の例)

- ・ 視聴者に対して、同意に当たり、1) 契約者等の個人情報の本人が同意を行う必要があること、また、2) サービス利用開始に伴い、世帯の構成員全ての視聴履歴が取得されることを周知し、了解を得た上で同意するよう注意喚起する。

#### 2-1-5. 第三者提供に係る配慮

第三者提供に係る配慮として、次の対処をすること。

- ① 第三者提供を行う場合には、第三者提供に先立って、次の事項を通知し、同意を取得すること。なお、2-1-1 の事前の同意取得時に通知の内容に含め、併せて同意を得ることも可能である。
  - 1) 第三者提供を行うこと
  - 2) 第三者提供の提供先
- ② 第三者提供先の通知に当たっては、次のいずれかの方法により、できる限り具体的に提供先を通知すること。
  - 1) 提供先を個別に特定して通知する。
  - 2) 提供先の範囲を特定して通知すると共に、個別の提供先を外部参照できるようにする。

(第三者提供先の通知例)

- ・ 弊社広告主に対して、第三者提供を行います。  
(弊社広告主一覧：<http://-----.co.jp>)
  - ・ 提携先ソーシャルメディア事業者に対して、第三者提供を行います。  
(提携先ソーシャルメディア一覧：<http://-----.co.jp>)
  - ・ 弊社連携ポイントサービス事業者  
(連携ポイントサービス加盟社一覧：<http://-----.co.jp>)
- ③ 第三者提供先については、視聴履歴の取得の停止が可能となっていることに鑑み、提供先を変更する場合、適時、本人に通知するよう努めること。
  - ④ 当初の同意時に通知した提供先に対して、提供先の追加が、利用目的の変更に該当し、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えると考えられる場合、改めて本人の同意を取得すること。

## 2-1-6. 共同利用に係る配慮

共同利用者の範囲については、本人から見て、個人データを提供する事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性がある範囲であること。このため、共同利用に係る配慮として、次の対処をすること。

- ① 共同利用を行う場合、共同利用を行うこと、個人データの項目、共同利用者の範囲、利用目的及び管理責任者の名称を通知又は容易に知り得る状態<sup>2</sup>にすること。
- ② ①のことから、以下のとおり、具体的にその範囲がわかるようにすること。
  - 1) 共同利用者の範囲を個別に特定して通知又は容易に知り得る状態にする。
  - 2) 共同利用者の所属する集団を特定して通知等を行うと共に、個別の共同利用者を外部参照できるようにする。(共同利用の通知例)
  - ・ 以下の〇〇株式会社グループで共同利用します。〇〇株式会社、〇〇映像制作株式会社、株式会社〇〇美術、株式会社〇〇クリエイティブ
  - ・ 〇〇テレビ系列局で共同利用します。(系列局一覧：<http://-----co.jp>)
- ③ 共同利用の範囲については、視聴履歴の取得の停止が可能となっていることに鑑み、共同利用の範囲を変更しない限りで提供先を変更する場合、適時、本人に通知するよう努めること。

## 2-1-7. 課金、統計及び匿名加工情報作成の目的で視聴履歴を取得する場合の配慮

課金、統計の作成及び匿名加工情報の作成を目的として視聴履歴を取得する場合には、放送受信者等の事前の同意は必要とされず、利用目的の通知又は公表で足りる。

ただし、放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン第5条第1項において、あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、放送受信者等の個人情報を取り扱ってはならないとされていることから、通知又は公表した利用目的(課金、統計の作成、匿名加工情報の作成)のために必要と合理的に考えられる期間を超えて視聴履歴を保有することは、同ガイドライン第5条第1項及び第35条第1項に反するおそれがある。

このため、次の対処をすること。

- ① あらかじめ本人に通知又は公表した利用目的(課金、統計の作成、匿名加工情報の作成)のために必要な範囲を超えて視聴履歴を取り扱わない。
- ② 利用目的に照らし、放送受信者等から見て合理的な視聴履歴を保有する期間を定め、これを超えて視聴履歴を保有せず、かつ、利用目的を達成した場合には速やかに消去するよう努めること。

---

<sup>2</sup> 「容易に知り得る状態」とは、放送受信者等が閲覧することが合理的に予測される受信者情報取扱事業者等の Web サイトにおいて、本人がわかりやすい場所(トップページから1回程度の操作で到達できる場所等)にわかりやすく継続的に掲載する等が該当する。(放送分野ガイドラインの解説 3-6-2-1「オプトアウトに関する原則」参照)

## 2-2. 通知・同意取得すべき内容

放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン第35条第1項各号の目的（課金、統計の作成、匿名加工情報の作成）の範囲を超える視聴履歴の取扱い（取得、保存、提供その他の利用）に当たって、放送受信者等の同意を得る場合、通知すべき事項として次の①～⑧の事項を明記すること。

- ① 視聴履歴の取扱いの対象となるサービスの概要
- ② 視聴履歴の取扱いの主体
- ③ 視聴履歴の取扱いに係る情報の項目
  - ・ 視聴履歴の取扱いに係る情報の項目を、できるだけ具体的に通知すること。  
(情報の項目の通知例)
    - 視聴履歴（視聴した日時とチャンネル、番組内容）
- ④ 取得の方法
  - ・ 視聴履歴をどのような方法（機器、回線等）で、取得しているかについて通知すること。  
(取得方法の通知例)
    - テレビを視聴すると、テレビが接続しているインターネット回線経由で、視聴履歴が取得されます。
- ⑤ 利用の目的
  - ・ 取得する視聴履歴の項目の利用目的を特定し、具体的に通知すること。
  - ・ 視聴履歴の項目ごとに、利用目的が異なる場合は、それを分けて通知すること。  
(利用目的の通知例)
    - 視聴ポイント、クーポン配信
    - 番組・コンテンツのお勧め
    - ターゲティング広告
    - 番組作りへの反映
    - 機器・設備の開発・保守
- ⑥ 保存期間、視聴履歴の消去
  - ・ 取得した視聴履歴に関して、保存期間を公表している場合を除き、次の内容を通知すること。
    - 保存期間
    - 保存期間経過後又は当該視聴履歴が不要になった場合には速やかに消去すること。

⑦ 本人による関与

- ・ 視聴履歴の取扱いについて、同意した内容を確認できること、その確認を行うための手段を通知すること。
- ・ 同意後であっても視聴履歴の取得の停止を本人が依頼できること、そしてそのための手段を通知すること。

⑧ 問合せ先

- ・ 視聴履歴の取扱い等に関する問い合わせ先を通知すること。

## 2-3. 視聴履歴の取扱いに係る配慮

### 2-3-1. 要配慮個人情報の推知

視聴履歴の取扱いに関して、要配慮個人情報の推知を禁じる規律の整備等の安全管理措置を講じること。

- ① 活用方法として認められる「趣味・嗜好」の推知と、禁止すべき「要配慮個人情報」の推知のそれぞれに該当する具体例を対比する等により、視聴履歴の解析の結果、推知されうる要配慮個人情報の例と禁止される行動の理解を促すよう努めること。

(対処例)

- 個人情報保護規程に、禁止すべき要配慮個人情報の推知に該当する具体例を明示する。

<記載例>

視聴履歴を解析して分類した思想・信条のカテゴリを、放送受信者等の情報の一部としてデータベースに格納してはならない。

- 個人情報保護規程に要配慮個人情報の推知の禁止を規定し、視聴履歴の取扱マニュアル等において、視聴履歴の解析において問題になる「要配慮個人情報」の推知について、具体例を対比して解説する。

<記載例>

視聴履歴を解析して、要配慮個人情報(人種、思想・信条、病歴、障害等の機微情報)を推知することは禁止されており、取扱いには注意が必要である。

| 区分                         | 問題にならない例   | 問題になる例  |
|----------------------------|--|---|
| 思想・信条の推知が問題になり得る例<br>(その1) | 「〇〇教」の教義を解説する番組を視聴するニーズがあるという分析結果をデータベースに格納し、サービスに活用する。        | 視聴履歴単体、又は他の情報との組み合わせにより「〇〇教徒」と推知した結果をデータベースに格納する。 |
| 思想・信条の推知が問題になり得る例<br>(その2) | 「国際問題」をテーマとする政治討論番組を好んで視聴するという分析結果をデータベースに格納し、サービスに活用する。       | 視聴履歴単体、又は他の情報との組み合わせにより「〇〇党を支持」と推知し、データベースに格納する。  |
| 病歴の推知が問題になり得る例             | 「メンタルヘルス」をテーマとする健康情報番組を視聴するニーズがあるという分析結果をデータベースに格納し、サービスに活用する。 | 「鬱病」など特定の疾患の病名を推知し、データベースに格納する。                   |

② 視聴履歴を第三者へ提供する場合は、その契約の条件として、当該第三者が契約時の目的外的利用を禁じること及び安全管理措置を講じることについて、規定すること。

③ 視聴履歴の取扱いに関して、放送受信者等に、要配慮個人情報の推知に対する不信を抱かれるような行為を抑止するよう努めること。

(対処例)

- ・ 個人情報保護規程に、要配慮個人情報の推知に係る不適切な行為に該当する可能性のある具体例を明記して注意喚起をする。

<記載例>

あらかじめ視聴履歴の利用目的の一つに DM 送付を含めて同意を取得していたとしても、ガン治療に関する番組を視聴した視聴者に対して、ガン治療の専門機関の DM を送ることは、視聴者の不信を招く場合もあるので、病歴の推知は行っていないことの説明を加える等、注意が必要である。

#### 2-3-2. テレビ受信機を世帯で共有している場合の配慮

テレビ受信機を世帯で共有している場合は、次の①～⑤の事項に配慮すること。

##### ① 世帯構成員への周知

放送受信者等がテレビを世帯で共有している場合を想定して、取得に係る周知や注意喚起をすること。

(注意喚起の例)

- ・ 視聴者に対して、同意に当たり、1) 契約者等の個人情報の本人が同意を行う必要があること、また、2) サービス利用開始に伴い、世帯の構成員全ての視聴履歴が取得されることを周知し、了解を得た上で同意するよう注意喚起する。

##### ② 同意の主体

視聴履歴の取扱いに係る同意は、世帯構成員の視聴履歴も併せて取得されることについて、世帯構成員から同意を得た上で、契約者等の個人情報の本人から取得すること。

##### ③ 同意の撤回

視聴履歴に係る同意の撤回は、契約者等の個人情報の本人から受け付けること。視聴履歴に係る同意の撤回を、本人以外の世帯構成員から受け付ける場合は、本人の同意が必要であることを注意喚起すること。

##### ④ 開示請求

視聴履歴に係る開示請求は、世帯構成員のプライバシー侵害の可能性のあることから、世

帯構成員の了解を得たものであるか確認するよう努めること。

⑤ 世帯でテレビ受信機を複数台所有している場合

同一世帯において複数台のテレビ受信機により視聴している場合、視聴履歴の取扱いに係る同意の取得及び同意の撤回への対処は、テレビ毎に行えるよう努めること。

同意の撤回は、それが、特定のテレビに対してのみのものか、世帯で所有する全てのテレビに対してのものか放送受信者等が判別できるように配慮するよう努めること。

2-3-3. 視聴履歴の利用目的の特定及び保存期間の設定

視聴履歴の利用目的の特定とこれに対応する保存期間に関して、次の措置を講じること。

- ① 視聴履歴については、あらかじめ利用目的を特定し、その達成に必要な期間と合理的に認められる保存期間を定めるとともに、長期間保存することによる漏えいや過剰なプロファイリングのリスクに配慮し、当該保存期間経過後又は利用する必要がなくなった後は、遅滞なく消去するよう努めること。
- ② 放送受信者等が視聴履歴に係る同意を撤回した場合は、撤回前に取得していた視聴履歴を、課金、統計作成、匿名加工情報の作成を利用目的とする場合を除いて、消去するよう努めること。

#### 2-4. 非特定視聴履歴に係る取扱い

非特定視聴履歴は個人情報に関する義務は生じないが、特定個人の識別リスクの観点から、次の事項を講じること。

- ① 非特定視聴履歴は、視聴履歴を有する事業者等に対して提供される場合、特定の個人が識別されてしまう可能性があることに留意すること。
- ② 視聴履歴を有する事業者等において、あらかじめ非特定視聴履歴の取得を通じた個人情報の取得に同意を得ていない限り、非特定視聴履歴を取得し、特定の個人を識別、又は、容易に照合できる状態にすることは、個人情報の不適正な取得となり、削除が必要となるので留意すること。

※ 利用規約などによる包括同意で行うか否かに関わらず、事前の同意については、本人が同意に係る判断を行うために必要な情報として、保有する機器が個人情報の取得の対象か否かについて判断できるようにした上で、取得することが必要である。



## 2-5. 匿名加工情報に係る取扱い

視聴履歴を取扱う匿名加工情報取扱事業者の義務については、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）のほか、個人情報保護委員会事務局レポート「匿名加工情報 パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保に向けて」に準じることとする。<sup>3</sup>

安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報を削除（又は他の記述等に置き換え）した上で、引き続き個人情報として取り扱う場合、あるいは統計情報を作成するために個人情報を加工する場合等については、法第 36 条第 1 項における匿名加工情報の作成に当たらず、本章の対象にもならない。

匿名加工情報に求められる「特定の個人を識別することができない」「当該個人情報を復元できないようにしたもの」とは、あらゆる手法によって特定することができないよう技術的側面から全ての可能性を排除することまでを求めるものではなく、少なくとも、一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報を個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者が通常の方法により個人を特定できず、かつ、個人情報を復元できないような状態にすることを求めるものである。

### 2-5-1. 放送受信者等の匿名加工情報の作成等

視聴履歴の匿名加工情報の作成に当たって求められる加工について、次の事項を講じること。

- ① 詳細な時刻情報を伴った視聴履歴は、他の情報と照合されることがあり、個人の特定につながるリスクがある。このため、詳細な時刻を丸めたり誤差を入れるよう努めること。
- ② 視聴履歴は個人の趣味・嗜好を表す傾向がある。一般的に趣味・嗜好から個人の特定に至ることは困難であるとしても、特に顕著な履歴に関しては適切に加工するよう努めること。
- ③ 視聴履歴の期間が長いほど、その情報は一意となり得、その一意性から直ちに個人を特定することができないとしても個人が推測できる可能性がある。長期にわたる履歴を扱う場合、詳細な時刻や番組名などを適切に加工するよう努めること。

---

<sup>3</sup> 特に技術面では、国立情報学研究所「匿名加工情報に関する技術検討ワーキンググループ」による「匿名加工情報の適正な加工の方法に関する報告書」（2017 年 2 月 21 日版）を参照することが有効である。

## 2-5-2. 視聴履歴のユースケースにおける加工の方向性

視聴履歴を含む視聴関連個人情報を加工して匿名加工受信者情報を作成する場合のユースケースと加工の方向性は、当センターが別途作成するユースケースを参照すること。

## 2-5-3. 視聴履歴の匿名加工情報の提供

視聴履歴を加工した匿名加工情報の提供について、以下の事項を講じること。

- ① 同一の個人の蓄積された視聴履歴は、一意性を持ったデータとなり得るため、それを識別子にして識別につながることもあり得ることから、詳細な時刻や番組名などを適切に加工するとともに、同一の事業者には視聴履歴の匿名加工情報を提供する場合は、都度、異なるサンプルを抽出する、視聴データの期間が重複しないように提供する等の配慮をすること。
- ② 視聴履歴を匿名加工情報にする際には、匿名加工受信者情報のデータの流通範囲を検討するよう努めること。一次流通のみに限定し、二次流通を禁止する等して特定の事業者には提供する場合に比べて、転々流通を容認する場合には、より強度の曖昧化を検討する必要がある。
- ③ 匿名加工情報を第三者に提供する場合、本人からの申し出に応じ、匿名加工情報へのデータ利用を停止することができるよう努めること。
- ④ 匿名加工情報の作成等に係る委託先事業者と匿名加工情報の提供先事業者は、同一の事業者にならないようにすること。やむを得ず、匿名加工情報の作成等に係る委託先事業者と匿名加工情報の提供先事業者が同一になる場合は、委託先の部門が提供先の部門と当該匿名加工情報を共有しないよう、契約書などで明文化して明確にすること。

### 第3 電気通信事業に関わる事業における規律

対象事業者は、個人情報を、電気通信役務に該当する動画配信サービスに用いる際は、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示第152号）及びその解説で示された規定を遵守すること。ただし、当該事業において、放送受信者等の個人情報も利用する場合、受信者情報取扱事業者となるため、放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示第159号）及びその解説で示された規定も合わせて遵守すること。

## 第4 その他

### 1. 漏えい等が発生した場合の対応

対象事業者は、放送及び電気通信役務に該当する動画配信サービスに係る個人情報の取扱いにおいて、個人データの外部への漏えいその他本人の権利侵害が発生した場合には、個人情報保護委員会が定めるところにより、当センターから、放送業及び電気通信業における包括委任先である総務省を通じて、個人情報保護委員会への報告が求められるため、速やかに当センターに報告すること。

なお、動画配信サービス以外の電気通信役務に係る個人情報の取扱いにおいて、個人データの外部への漏えいその他本人の権利侵害が発生した場合、対象事業者は、当センター以外の電気通信関係の認定個人情報保護団体の対象事業者となっている場合を除き、電気通信分野における包括委任先である総務省（対象事業者の本社所在地を管轄する総合通信局等）に直接報告すること。

### 2. 指導、勧告その他の措置

当センターは、対象事業者に対して、本指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置を講じる。

当センターは、対象事業者が、当センターが別途定める「認定個人情報保護団体業務実施規定」第7条（対象事業者の義務）を遵守しないと認められる場合、対象事業者としての登録を取り消すことができる。

#### 「認定個人情報保護団体業務実施規定」第7条（対象事業者の義務）

- |  |
|--|
| <p>第7条 対象事業者は、個人情報保護法、総務省ガイドライン及び個人情報保護指針等の関係法令等を遵守し、個人情報等を適切に取り扱わなければならない。</p> <p>2 対象事業者は、当財団が対象事業者に対し指導、勧告その他の措置を行った場合はその措置に従わなければならない。</p> <p>3 対象事業者は、当財団が本人その他関係者から対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情を受け、当該対象事業者に対し当該苦情の迅速な解決を求めたときは誠実に対応しなければならない。</p> <p>4 対象事業者は、当財団が前項の苦情解決のため、文書もしくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めたときは誠実に対応しなければならない。</p> |
|--|

### 3. 指針の見直し

本指針は、制度改正や技術の進展を踏まえ、定期的に見直しを行って、所要の措置を講じる必要がある。このため、本指針策定後も、対象事業者や消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、適宜、見直しをする。

#### 付則

1. 本指針は、平成29年7月から施行する
2. 改正 令和元年9月9日

*SARC*